

公益社団法人 千葉県園芸協会、特定野菜等供給産地育成

価格差補給事業に関する特例業務方法書

	昭和52年8月9日園第191号承認	改正	平成22年3月31日生振第1721号承認
改正	昭和53年7月25日" 179号"	改正	平成23年9月6日生振第850号"
改正	昭和54年5月19日" 43号"	改正	平成24年4月4日生振第40号"
改正	昭和55年5月1日" 21号"	改正	平成25年4月19日生振第84号"
改正	昭和56年3月19日" 21号"	改正	平成25年9月6日生振第614号"
改正	昭和56年6月10日" 60号"	改正	平成25年11月20日生振第840号"
改正	昭和57年3月23日" 60号"	改正	平成26年4月23日生振第89号"
改正	昭和57年7月10日" 70号"	改正	平成26年10月2日生振第509号"
改正	昭和58年3月25日" 213号"	改正	平成27年4月1日生振第2号"
改正	昭和58年7月28日" 95号"	改正	平成27年7月23日生振第396号"
改正	昭和59年4月6日" 95号"	改正	平成28年3月14日生振第1072号"
改正	昭和59年7月2日" 48号"	改正	平成29年2月21日生振第933号の2"
改正	昭和60年7月9日" 24号"	改正	平成30年2月22日生振第1035号"
改正	昭和61年1月20日" 24号"	改正	平成30年8月7日生振第519号"
改正	昭和61年5月13日" 6号"		
改正	昭和61年7月8日" 76号"		
改正	昭和62年6月10日" 37号"		
改正	昭和62年9月4日" 37号"		
改正	昭和63年4月19日" 48号"		
改正	昭和63年9月14日" 48号"		
改正	平成元年6月2日" 47号"		
改正	平成2年6月25日" 41号"		
改正	平成3年4月26日" 33号"		
改正	平成4年4月13日" 97号"		
改正	平成5年5月10日" 108号"		
改正	平成6年6月27日" 63号"		
改正	平成7年4月3日" 9号"		
改正	平成8年5月10日" 99号"		
改正	平成9年6月16日" 102号"		
改正	平成10年4月8日" 196号"		
改正	平成11年8月18日" 198号"		
改正	平成12年7月21日農振第28号の2"		
改正	平成13年7月27日農振第374号"		
改正	平成14年6月10日農振第441号"		
改正	平成15年3月27日農振第901号"		
改正	平成16年3月26日園振第881号"		
改正	平成17年4月13日生振第63号"		
改正	平成18年3月31日生振第972号"		
改正	平成18年11月6日生振第507号"		
改正	平成19年8月31日生振第399号"		
改正	平成20年8月22日生振第612号"		
改正	平成21年3月27日生振第1395号"		

第 1 章 総 則

(業務の執行)

第 1 条 この業務方法書は、公益社団法人千葉県園芸協会（以下「協会」という。）が野菜生産出荷安定法（昭和 41 年 7 月 1 日法律第 103 号）及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領（昭和 51 年 10 月 1 日付け 51 食流第 5508 号農林事務次官依命通知、以下「実施要領」という。）に基づく事業（以下「この事業」という。）の実施及びそれに係る業務に関し、公益社団法人千葉県園芸協会業務方法書の特例を定め、業務を行なうものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この業務方法書において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 対象特定野菜等は、実施要領第 3 の 2 の(1)に規定する野菜とし、千葉県園芸作物出荷規格（青果物編）に基づき格付けされたものとする。
- (2) 共同出荷組織等は、実施要領第 3 の 3 の(3)に規定する共同出荷組織、又は第 3 の 3 の(4)に規定する相当規模生産者をいう。
- (3) 対象出荷期間は、別表 I に掲げるものとする。
- (4) 対象市場群は、別表 II に掲げる市場とする。
- (5) 価格差補給金は、対象特定野菜等の価格が対象出荷期間中に対象市場群で著しく低落した場合において、協会が共同出荷組織と対象特定野菜等の出荷について委託関係にある生産者又は相当規模生産者に対して、その経営に及ぼす影響を緩和するために交付する金員をいう。
- (6) 価格差補給交付金等は、価格差補給金のために、協会が共同出荷組織に対して交付する金員をいう。

(対象産地及び対象者)

第 3 条 この事業の対象となる産地（以下「対象産地」という。）は、実施要領第 3 の 2 の(2)に規定する産地とする。

2 この事業の対象となる者は、前項に規定する対象産地で対象特定野菜等を生産する実施要領第 3 の 3 の(3)に規定する共同出荷組織及び同(4)に規定する相当規模生産者となることが適格と理事長が認めた者とする。

(業務対象年間)

第 4 条 この事業の業務対象年間は、実施要領第 3 の 3 の(6)の規定によるものとし、別表 I のとおりとする。

(業務対象年間の短縮)

第5条 協会は、価格差補給交付金等の交付をしたことにより、交付準備金が著しく減少し業務を行なうことが困難と認められる場合、共同出荷組織等の交付予約数量の適正化を図る必要がある場合、共同出荷組織等の実施要領の第3の3の(2)のキの(ア)及び(イ)の契約の締結の機会を与える必要がある場合、その他やむを得ない場合には、千葉県知事の承認を得て当該業務対象年間を短縮することができる。

第 2 章 交 付 準 備 金

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第6条 共同出荷組織及び相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）は事業区分（特定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「特定野菜事業」という。）及び指定野菜供給産地育成価格差補給事業（以下「指定野菜事業」という。）ごと、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始日の原則として1ヶ月前までに価格差補給交付金等交付予約数量申込書（別記第1号様式）により申込みものとする。この場合において、特定野菜事業の特例45（対象特定野菜等について第13条の最低基準額の11分の9に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。）又は特例50（対象特定野菜等について第13条の最低基準額の11分の10に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等をうける旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。）又は特例60（対象特定野菜等について第13条の最低基準額の11分の12に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等の交付を受けるべき旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。）、指定野菜事業の特例50（対象特定野菜等について第13条の最低基準額の6分の5に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等をうける旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。）又は特例55（対象特定野菜等について第13条の最低基準額の12分の11に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等をうける旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。）又は特例65（対象特定野菜等について第13条の最低基準額の12分の13に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等をうける旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。）又は特例70（対象特定野菜等について第13条の最低基準額の6分の7に相当する額を最低基準額とみなして、価格差補給交付金等をうける旨の共同出荷組織等からの申込みをいう。）を申し込もうとする共同出荷組織等は、それぞれ別記第1号様式の申込書にその旨を明記して行なうものとする。

2 協会は前項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なくその旨を当該共同出荷組

織等に対し通知するものとする。

(交付準備金)

第7条 共同出荷組織等は前条第2項の通知を受けたときは、交付準備金（以下「準備金」という。）を納入するものとする。

- 2 前項の準備金の負担割合は、特定野菜供給産地育成価格差補給金の場合は、国3分の1、県3分の1、生産者3分の1とする。なお、系統出荷を行う場合は、国3分の1、県3分の1、全国農業協同組合連合会千葉県本部（以下「全農千葉県本部」という。）9分の1、生産者9分の2になるものとする。また、特定野菜供給産地育成価格差補給金のうち重要特定野菜の場合は、国2分の1、県4分の1、生産者4分の1とする。なお、系統出荷を行う場合は、国2分の1、県4分の1、全農千葉県本部36分の1、生産者36分の8になるものとする。指定野菜供給産地育成価格差補給金の場合は、国2分の1、県4分の1、生産者4分の1とする。
- 3 第1項の準備金の額は、特定野菜事業にあつては業務区分ごとに別表Iに掲げる資金造成単価（特例45に係る資金造成単価にあつてはこの額の5分の7に相当する額、特例50に係る資金造成単価にあつてはこの5分の6に相当する額、特例60に係る資金造成単価にあつては、この額の5分の4に相当する額）に前条第2項により通知された交付予約数量を乗じて得た金額に、3分の1（ただし、ブロッコリーについては4分の1）を乗じた額とする。また、指定野菜事業にあつては業務区分ごとに別表Iに掲げる資金造成単価（特例50に係る資金造成単価にあつては、この額の3分の4に相当する額、特例55に係る資金造成単価にあつてはこの額の6分の7に相当する額、特例65に係る資金造成単価にあつては、この額の6分の5に相当する額、特例70に係る資金造成単価にあつてはこの額の3分の2に相当する額）に前条第2項により通知された交付予約数量を乗じて得た金額の1000分の250の額とする。
- 4 準備金の納入期限は、価格差補給交付金等の交付を受けようとする最初の年の対象出荷期間開始日の10日前の日（ただし、やむを得ない事由による場合は対象出荷期間開始日の前日）とする。
- 5 協会は前条第2項の通知と同時に当該共同出荷組織等に対し、準備金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入告知書を送付するものとする。

(途中加入又は予約数量の増加)

第8条 共同出荷組織等は業務対象年間の途中において、新たに価格差補給交付金等の申込み又は予約数量の増加をしようとする場合は、当該事業年度開始日の原則として1ヶ月前までに価格差補給交付金等交付予約数量申込書（別記第1号様式）又は価格差補給交付金等交付予約数量増加申込書（別記第2号様式）を協会に提出するものとする。

- 2 前項の申込みについては、第6条第2項及び第7条の規定を準用する。

(交付予約数量の減少又は解約)

第9条 第6条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、農業保険法(昭和22年法律第185号)第177条に規定する農業経営収入保険(以下「収入保険」という。)の保険関係成立(成立する見込みを含む)に係る、交付予約数量の減少又は解約を申込みすることができる。

2 前項の申込み期限は、業務区分ごとに、交付予約数量の減少又は解約をしようとする年の対象出荷期間が開始される月の前月の10日までに申し込むものとする。第6条第2項の規定により通知を受けた共同出荷組織等は、別記様式第5号の申込書を提出して、その通知に係る同条第2項の申込書に記載した交付予約数量の減少又は解約を申し込むことができる。

(契約の更改)

第10条 共同出荷組織等は業務対象年間の中途において、資金造成単価又は第7条第2項で定める割合が変更されたときは、協会に対して当該変更に係る業務区分につき既に成立している契約を更改すべき旨を申込みすることができる。

2 第6条及び第7条の規定は前項の申込について準用する。

3 第1項の申込みに係る納入すべき準備金の額は、第7条第2項により算出した額から、千葉県知事の承認を受けて定める額を控除した額とする。

(延滞金)

第11条 協会は共同出荷組織等が準備金をその納入期限が過ぎ、対象出荷期間開始日の前日まで支払わない場合には、当該納入期限の日からその納入した日の前日までの日数につき、年利8分7厘6毛の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。ただし、その金額が100円の満たない額であるときは、その徴収を免除することができる。

(準備金の残額及び次期業務対象年間への充当等)

第12条 当該業務対象年間の直前の業務対象年間において資金に残額があるときは、千葉県知事の承認を得て当該業務対象年間に徴収する準備金に充当するものとする。

2 協会は前項の規定による次期業務対象年間に充当される準備金の額が、当該次期業務対象年間における第7条第2項及び第4項の規定による準備金の額を越える場合、又は第9条第2項の交付予約数量の減少又は解約が成立した場合において、共同出荷組織等から負担金として納入された金銭を返戻することができるものとする。

第 3 章 価格差補給交付金等の交付

(保証基準額及び最低基準額)

第13条 この事業において、価格差補給交付金等の基準となる価格(以下「保証基準額」という。)及び価格差補給交付金等の限度となる最低の価格(以下「最低基準額」という。)は、別表Iのとおりとする。

(価格差補給交付金等の交付条件)

第14条 協会は第2条に規定する対象特定野菜等の旬別加重平均販売価額(以下「旬別平均販売価額」という。)が別表Iに掲げる保証基準額を下回った場合には、価格差補給交付金等を交付する。

(価格差補給交付金等の交付額)

第15条 対象出荷期間の価格差補給交付金等の交付額は、事業区分ごと業務区分ごと及び共同出荷組織等ごとに旬別価格差補給交付金等単価に当該共同出荷組織等が、当該旬別価格差補給交付金等単価に対応する出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量から、第3項に定める価格差補給交付金等の交付としない数量を除いた数量(以下「旬別出荷数量」という。旬別出荷数量が、旬別出荷数量を当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象特定野菜等の数量で除して得た数値に当該共同出荷組織等に係る交付予約数量を乗じて得た数量を上回る場合には、当該乗じて得た数量)を乗じて得た額の合計額とする。ただし、業務区分ごとに価格差補給交付金等の額が別表Iに掲げる資金造成単価(特定野菜事業の特例45に係る資金造成単価にあつては、この額の5分の7に相当する額、特例50に係る資金造成単価にあつては、この額の5分の6に相当する額、特例60に係る資金造成単価にあつては、この額の5分の4に相当する額を、指定野菜事業の特例50に係る資金造成単価にあつてはこの額の3分の4に相当する額、特例55に係る資金造成単価にあつては、この額の6分の7に相当する額、特例65に係る資金造成単価にあつては、この額の6分の5に相当する額、特例70に係る資金造成単価にあつては、この額の3分の2に相当する額)に当該交付予約数量を乗じて得た額(すでに価格差補給交付金等を交付した場合にあつてはこの額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差引いて得た額)を超える時は、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

2 前項の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から旬別平均販売価額(旬別平均販売価額が最低基準額(特定野菜事業の特例45に係る最低基準額にあつては、この額の11分の9に相当する額、特例50に係る最低基準額にあつては、この額の11分の10に相当する額、特例60に係る最低基準額にあつては、この額の11分の12に相当する額を、指定野菜事業の特例50に係る最低基準額にあつてはこの額の6分の5に相当する額、特例55に係る最低基準額にあつては、この額の12分の11に相当

する額、特例 65 に係る最低基準額にあつては、この額の 12 分の 13 に相当する額、特例 70 に係る最低基準額にあつては、この額の 6 分の 7 に相当する額、以下同じ) を下回ったときは、当該最低基準額) を差引いて得た金額に 10 分の 8 を乗じて得た金額とする。

3 第 1 項に規定する価格差補給交付金等の交付としない数量とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 共同出荷組織にあつては、委託生産者が共同出荷組織に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した価格差補給金を交付する事業(以下この条において「事業」という。)を利用しない期間における出荷を委託した数量。
- (2) 相当規模生産者にあつては、当該相当規模生産者が協会に対して、価格差補給金の交付を受けないものとして申告した事業を利用しない期間における出荷数量(相当規模生産者が、特定相当規模生産者であつて、その一部の構成員が事業を利用しない場合は、当該一部の構成員が事業を利用しない期間における出荷数量に限る。)

(出荷数量及び販売価額の認定)

第 16 条 全農千葉県本部を經由し出荷を行う共同出荷組織等は、全農千葉県本部が出荷についてのデータを協会に提供する。

全農千葉県本部を經由せずに出荷を行う共同出荷組織等は、対象市場の卸売業者から発行された仕切書又は買付計算書(協会が仕切書又は買付計算書と同等と認めるものを含む。以下同じ。)を受領したときは、受領した日から 10 日以内にその写しを協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された仕切書又は買付計算書の写し若しくは出荷についてのデータに基づき、前 3 条の場合における対象野菜の出荷数量及び販売価額を認定するものとする。

(平均販売価額の通知)

第 17 条 協会は事業区分、業務区分ごとに当該対象出荷期間の終了後遅滞なく平均販売価額を算定し、その結果を共同出荷組織等に通知しなければならない。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第 18 条 共同出荷組織等は価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、前条の通知を受けた日から、2 週間以内に価格差補給交付金等交付申請書(別記第 3 号様式)を協会に提出するものとする。

(価格差補給交付金等の交付)

第 19 条 協会は前条の交付申請書を受領したときは、これを審査し遅滞なく価格差補給

交付金等を交付するものとする。

- 2 共同出荷組織は価格差補給交付金等の交付を受けたときは、ただちにこれを当該共同出荷組織の組合員である生産者に対して交付するものとする。
- 3 共同出荷組織等は価格差補給交付金等の交付を終了したときは遅滞なく、価格差補給交付金等交付報告書又は交付金等受領報告書（別記第4号様式）を協会に提出しなければならない。

（価格差補給交付金等の一部交付等）

第20条 協会は共同出荷組織等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該共同出荷組織等に対し当該価格差補給交付金等の全部もしくは一部を交付せず、又はすでに交付した価格差補給交付金等の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 協会に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
 - (2) 正当な理由なくして準備金の納入を怠ったとき。
 - (3) 仕切書の改ざんを行い、また行なわせたとき。
 - (4) 交付を受けた価格差補給交付金等について生産者への交付を怠ったとき。
 - (5) その他協会に対する義務に違反したとき。
- 2 協会は共同出荷組織等が特例45、特例50又は特例55の申込みを行っている場合であって、当該対象出荷期間中において、当該共同出荷組織等が生産者の委託を受けて、又は当該相当規模生産者が直接に対象市場群に出荷した対象特定野菜等の数量が、業務区分ごとに、知事の承認を受けた供給計画の出荷数量との差の当該供給計画に対する割合が5分の1以上である場合には、価格差補給交付金等単価は以下の(1)又は(2)の額を上回ることはできない。
- (1) 特定野菜事業において、特例45の申込みを行なっている場合にあつては資金造成単価の7分の5、特例50の申込みを行なっている場合にあつては資金造成単価の6分の5。
 - (2) 指定野菜事業において、特例50の申込みを行なっている場合にあつては資金造成単価の4分の3（キャベツの場合はこの単価の8分の7）、特例55の申込みを行なっている場合にあつては資金造成単価の7分の6（キャベツを除く）。

第4章 資金の管理

（資金の管理）

第21条 資金は、事業区分ごとに業務区分ごとの勘定及び特別業務資金勘定に区分して経理するものとする。

- 2 業務区分ごとの勘定においては、業務区分ごとに共同出荷組織等の納入した準備金及

び共同出荷組織等以外の者から価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として交付された金銭を経理するものとする。

- 3 準備金の通常の運用益は、原則として準備金として積み立てるものとする。ただし、資金に欠損がない場合は、千葉県知事の承認を得て当該事業に必要な事務費に充当できるものとする。
- 4 特別業務資金勘定においては、第23条の規定により積み立てられた金銭を経理するものとする。

(勘定間の融通)

第22条 協会は、1の業務区分ごとの勘定において当該勘定に係る価格差補給交付金等の交付の財源に不足を生ずるときは、千葉県知事の承認を得て当該勘定に対して他の業務区分ごとの勘定に属する準備金を融通することができる。

(特別業務資金への積立)

第23条 協会は、業務方法書の変更があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第2項の規定により返戻する場合を除き、当該各号に掲げる金額及び当該変更前の業務方法書に係る業務区分ごとに価格差補給交付金等の交付に充てることを条件として、共同出荷組織等以外の者から交付された金銭に相当する金額のうち、千葉県知事の承認を得て特別業務資金に積み立てるものとする。

- (1) 第6条第1項の規定による申込みをする共同出荷組織等が、変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（第14条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあつては、この額から千葉県知事の承認を受けて定める金額を控除した金額。次号において同じ）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるときの当該残額。
 - (2) 第6条第1項の規定による申込みをしない共同出荷組織等が、変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるときは当該納入した金額に相当する金額。
- 2 第21条第3項の規定による準備金として積み立てるときは、特別業務資金に積み立てるものとする。

(特別業務資金勘定から業務区分ごとの勘定への資金繰入れ)

第24条 協会は第6条第1項、第8条第1項及び第10条第1項の規定による申込みを承諾した場合において必要があると認めるときは、千葉県知事の承認を受けて特別業務資金に属する資金を業務区分ごとの勘定に繰入れるものとする。

第 5 章 雑 則

(報告及び調査)

第 25 条 協会は共同出荷組織等に対し、対象青果物の生産出荷状況、その他必要な事項について報告させることができる。

2 協会は、必要があると認めるときは、共同出荷組織等の業務状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

3 協会は、前項で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、不正受給者の公表、価格差補給交付金等の返還、翌業務対象年間の交付予約数量の減少又は価格差補給交付金等の交付に関する契約の締結の拒否等の措置を講じることができる。

附 則 1

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

2. 社団法人千葉県青果物価格補償協会野菜供給確保特別事業及び野菜新産地育成緊急対策事業に関する特例業務方法書は廃止する。

ただし、昭和 51 年 12 月 31 日において既に締結されている野菜供給確保特別事業の価格差補給に関する協会と会員との契約（その契約を更改した場合におけるその更改後の契約を含む。）については、なお、従前の例による。この場合においてこの特例業務方法書の制定により従前の特例業務方法書別表が改正されたものとみなして適用する。

3. 第 14 条の旬別加重平均販売価額は、当分の間、卸売金額から消費税を控除した額により計算するものとする。

附 則 2

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 3

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 4

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。

2. 昭和 55 年度における対象出荷期間の始期は第 2 条の規定にかかわらず、5 月 1 日から

6月30日までを対象期間として出荷される冬春きゅうりにあつては、5月30日とする。この場合において第6条第1項の規定による申込みの期限は、同項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から15日後の日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行の日から1月を経過した日とする。

附 則5

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
2. 昭和56年4月1日及び5月1日を業務対象年間の開始日とする業務区分にあつて、第6条第1項の規定による申込みの期限は、同項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から15日後の日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行の日から1月を経過した日とする。

附 則6

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行する。

附 則7

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行する。

附 則8

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行する。

附 則9

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行する。

附 則10

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行する。

附 則11

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行する。

附 則12

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行する。

附 則 13

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。
2. 昭和60年3月20日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分については、同項の規定にかかわらず昭和60年4月5日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず昭和60年4月15日とする。

附 則 14

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則 15

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行の日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分については、同項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から15日後の日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、この業務方法書の施行の日から30日を経過した日とする。

附 則 16

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則 17

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行の日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限がすでに経過している業務区分にあつては、同項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から15日後の日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から30日後の日とする。

附 則 18

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則 19

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行の日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分については、同項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から15日後の日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらずこの業務方法書の施行の日から30日後の日とする。

附 則 20

1. この業務方法書は千葉県知事の承認の日から適用する。

附 則 21

1. この業務方法書は、平成元年6月2日から施行し、平成元年4月1日から適用する。
ただし、対象市場については平成元年5月6日とする。
2. 平成元年6月2日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成元年6月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成元年7月1日とする。

附 則 22

1. この業務方法書は、平成2年6月25日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
2. 平成2年6月25日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成2年7月9日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成2年7月24日とする。

附 則 23

1. この業務方法書は、平成3年4月26日より施行し、平成3年4月1日から適用する。
2. 平成3年4月26日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成3年5月11日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成3年5月26日とする。

附 則 24

1. この業務方法書は、平成4年4月13日より施行し、平成4年4月1日から適用する。

2. 平成4年4月13日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成4年4月28日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成4年5月13日とする。

附 則25

1. この業務方法書は、平成5年5月10日より施行し、平成5年4月1日から適用する。
2. 平成5年5月10日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成5年5月25日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成5年6月10日とする。

附 則26

1. この業務方法書は、平成6年6月23日より施行し、平成6年4月1日から適用する。
2. 平成6年6月23日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成6年7月8日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成6年7月23日とする。

附 則27

1. この業務方法書は、平成7年4月1日より施行し、平成7年4月1日から適用する。
2. 平成7年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成7年4月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず、平成7年5月1日とする。

附 則28

1. この業務方法書は、平成8年5月10日より施行し、平成8年4月1日から適用する。
2. 平成8年5月10日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成8年5月24日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成8年6月10日とする。

附 則29

1. この業務方法書は、平成9年4月1日より施行し、平成9年4月1日から適用する。
2. 平成9年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が

既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成9年4月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成9年5月1日とする。

附 則30

1. この業務方法書は、平成10年4月8日より施行し、平成10年4月1日から適用する。
2. 平成10年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成10年4月23日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成10年5月8日とする。

附 則31

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
2. 平成11年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成11年4月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成11年5月1日とする。

附 則32

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
2. 平成12年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成12年4月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成12年5月1日とする。

附 則33

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
2. 平成13年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成13年4月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成13年5月1日とする。

附 則 3 4

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
2. 平成14年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成14年4月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成14年5月1日とする。

附 則 3 5

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
2. 平成15年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成15年4月16日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成15年5月1日とする。

附 則 3 6

1. この業務方法書の一部改正に係る施行日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず、平成16年4月とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成16年5月とする。

附 則 3 7

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
2. 平成17年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成17年4月15日とし、第7条第3項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成17年5月2日とする。

附 則 3 8

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 3 9

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成18年10月5日から適用する。

附 則40

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
2. ただし、平成19年8月31日以前に特例業務方法書第6条の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分については、なお、従前の例による。

附 則41

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成19年8月31日以降に特例業務方法書第6条の規定に基づき価格差補給交付金等の交付に関する申込み期限となる業務区分及び同条による申込み期限が同日前である業務区分のうち平成20年4月1日以降に出荷を行なう業務区分について適用する。
2. 申込み期限が平成19年8月31日前である業務区分のうち、平成20年3月31日までに出荷する業務区分については、なお従前の例による。
3. 別表1の対象市場群の追加又は削除については、独立行政法人農畜産業振興機構において、指定野菜価格安定対策事業の対象市場として、指定又は削除された時点から適用する。

附 則42

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成20年8月22日から適用する。

附 則43

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
2. 平成21年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成21年4月20日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成21年5月1日とする。
3. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成22年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則44

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2. 平成22年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成22年4月20日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成22年5月6日とする。
3. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成23年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 4 5

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
2. 平成23年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成23年4月20日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成23年5月9日とする。
3. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成24年4月30日までの業務区分の取り扱い及び平成23年8月31日前に業務方法書第6条の規定に基づき補償交付金の交付に関する申込期限となる業務区分については、なお従前の例による。

附 則 4 6

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
2. 平成24年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成24年4月20日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成24年5月10日とする。
3. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成25年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 4 7

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。
2. 平成24年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成25年4月22日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成25年5月10日とする。
3. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成25年4月30日まで

の業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 48

1. この業務方法書は千葉県知事の承認の日から適用する。

附 則 49

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
2. 平成26年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成26年4月22日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成26年5月9日とする。
3. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成27年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 50

1. この業務方法書は千葉県知事の承認の日から適用する。

附 則 51

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
2. 平成27年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成27年4月24日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成27年5月15日とする。
3. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成27年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 52

1. この業務方法書は千葉県知事の承認の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
2. この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成27年9月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 53

1. この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成28年3月16日から適用

- する。ただし、春だいこん以外の品目については、平成28年4月1日から適用する。
- 平成28年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成28年4月22日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成28年5月13日とする。
 - この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成28年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則54

- この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成29年3月16日から適用する。ただし、春だいこん以外の品目については、平成29年4月1日から適用する。
- 平成29年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成29年4月21日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成29年5月12日とする。
- この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成29年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則55

- この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成30年3月16日から適用する。ただし、春だいこん以外の品目については、平成30年4月1日から適用する。
- 平成30年4月1日において、第6条第1項及び第8条第1項の規定による申込みの期限が既に経過している業務区分に係る申込み期限は、同項の規定にかかわらず平成30年4月20日とし、第7条第1項の規定による準備金の納入期限は、同項の規定にかかわらず平成30年5月11日とする。
- この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成30年4月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則56

- この業務方法書は、千葉県知事の承認の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。ただし、別表Ⅱについては、平成30年4月1日から適用する。
- この業務方法書の施行日において、対象出荷期間の終了日が平成30年9月30日までの業務区分の取り扱いについては、なお従前の例による。

別表I

事業名	業務区分			業務対象年間	保証 基準額 (円/kg)	最低 基準額 (円/kg)	資金造 成単価 (円/kg)
	対象 特定野菜等の区分	対象 市場群 (ブロック)	対象出荷 期 間				
特 定 野 菜	かぶ	関東	4.1~6.30	H30. 4. 1~32. 6. 30	86.00	59.09	21.53
		関東	10.1~12.31	H30. 10. 1~32. 12. 31	84.50	58.05	21.16
		関東	1.1~3.31	H31. 1. 1~33. 3. 31	105.00	72.12	26.30
	そらまめ(乾燥 したものを除く)	関東	5.1~7.31	H30. 5. 1~32. 7. 31	259.50	178.40	64.88
	にら	関東	5.1~6.30	H30. 5. 1~32. 6. 30	204.00	140.21	51.03
		関東	7.1~10.31	H30. 7. 1~32. 10. 31	346.50	238.29	86.57
		関東	11.1~12.31	H30. 11. 1~32. 12.31	515.50	354.46	128.83
		関東	1.1~2月末日	H31. 1. 1~33. 2月末日	555.50	382.00	138.80
		関東	3.1~4.30	H31. 3. 1~33. 4. 30	319.50	219.68	79.86
	ブロッコリー	関東	10.1~12.31	H30. 10. 1~32. 12. 31	229.00	157.60	57.12
		関東	1.1~3.31	H31. 1. 1~33. 3. 31	240.50	165.48	60.02
	ながいも以外の やまのいも	関東	4.1~6.30	H30. 4. 1~32. 6. 30	413.50	284.21	103.43
		関東	7.1~9.30	H30. 7. 1~32. 9. 30	405.50	278.89	101.29
		関東	10.1~12.31	H30. 10. 1~32. 12. 31	384.50	264.51	95.99
関東		1.1~3.31	H31. 1. 1~33. 3. 31	394.00	271.07	98.34	
指 定 野 菜	夏秋キャベツ	関東	7.1~10.31	H30. 7. 1~32. 10. 31	70.00	46.74	18.61
	冬キャベツ	関東	11.1~12.31	H30. 11. 1~32. 12. 31	65.50	43.76	17.39
		関東	1.1~3.31	H31. 1. 1~33. 3. 31	87.00	58.12	23.10
	春だいこん	関東	3.16~6.30	H30. 3. 16~32. 6. 30	78.00	51.95	20.84
	冬春ミニトマト	関東	5.1~6.30	H30. 5. 1~32. 6. 30	387.00	258.06	103.15
		関東	11.21~12.31	H30. 11. 21~32. 12.31	580.50	386.90	154.88
		関東	1.1~2月末日	H31. 1. 1~33. 2月末日	597.50	398.46	159.23
		関東	3.1~4.30	H31. 3. 1~33. 4. 30	555.00	369.88	148.10
	冬春トマト	関東	5.1~6.30	H30. 5. 1~32. 6. 30	218.00	145.25	58.20
	夏秋きゅうり	関東	10.1~11.30	H30. 10. 1~32. 11. 30	260.00	173.42	69.26
	春夏にんじん	関東	6.1~7.31	H30. 6.1~32. 7. 31	119.50	79.81	31.75
	冬にんじん	東北	11.1~12.31	H30. 11. 1~32. 12. 31	74.00	49.51	19.59
		関東			95.00	63.52	25.18
		東北	1.1~3.31	H31. 1. 1~33. 3. 31	95.50	63.68	25.46
関東		100.00			66.70	26.64	
冬レタス (非結球を除く)	関東	10.16~11.30	H30. 10. 16~32. 11. 30	129.00	86.18	34.26	
	関東	12.1~12.31	H30. 12. 1~32. 12.31	212.00	141.52	56.38	
	関東	1.1~2月末日	H31. 1. 1~33. 2月末日	221.50	147.58	59.14	
	関東	3.1~3.31	H31. 3. 1~33. 3. 31	170.50	113.80	45.36	

別表Ⅱ

対 象 市 場 群	
関 東 ブ ロ ッ ク	
宇都宮市中央卸売市場	東京都中央卸売市場世田谷市場
前橋生鮮食料品総合地方卸売市場	東京都中央卸売市場多摩ニュータウン市場
高崎市総合地方卸売市場	東京都練馬青果地方卸売市場
伊勢崎地方卸売市場	東京都八王子北野地方卸売市場
地方卸売市場熊谷青果市場	東京都国立地方卸売市場
地方卸売市場浦和総合流通センター	東京都東久留米地方卸売市場
大宮総合食品地方卸売市場	横浜市中央卸売市場本場
所沢総合食品地方卸売市場	川崎市中央卸売市場北部市場
地方卸売市場さいたま春日部市場	湘南藤沢地方卸売市場
地方卸売市場上尾市場	地方卸売市場横須賀青果物(株)
越谷総合食品地方卸売市場	地方卸売市場神奈川青果(株)相模市場
JA全農青果センター(株)東京センター	JA全農青果センター(株)神奈川センター
千葉市地方卸売市場	甲府市地方卸売市場
船橋市地方卸売市場	上田連合地方卸売市場
柏市公設総合地方卸売市場	松本市公設地方卸売市場
松戸市公設地方卸売市場南部市場	諏訪市公設地方卸売市場
市川地方卸売市場	長野地方卸売市場
成田市公設地方卸売市場	静岡市中央卸売市場
木更津市公設地方卸売市場	浜松市中央卸売市場
地方卸売市場(株)金坂青果	地方卸売市場三島青果市場
東京都中央卸売市場築地市場	地方卸売市場沼津中央青果本場
東京都中央卸売市場大田市場	
東京都中央卸売市場葛西市場	
東京都中央卸売市場豊島市場	
東京都中央卸売市場淀橋市場	
東京都中央卸売市場北足立市場	
東京都中央卸売市場板橋市場	

青果物価格補償交付金 交付予約数量申込書
価格差補給交付金

(該当するものの○をつけること)

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

貴協会の業務方法書（特例業務方法書）を承知のうえ、補償交付金（価格差補給交付金）の交付を受けたいので下記のとおり申し込みます。

記

1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。但し、(1)の事業対象は会員。）

- (1) 千葉県青果物価格補償事業
- (2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
- (3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間
- (3) 対象市場群

3. 交付予約数量（トン）

4. 地区内の対象青果物（対象特定野菜等）の生産、販売計画及び実績

年次	区分	面積 (ha)	生産量 (t)	総出荷数量 (t)					系統共販売数量 (t)					生産者数	
				月	月	月	月	月	計	月	月	月	月		月
本年計画															人
前年実績															
前々年実績															

5. 特例申込みについて（該当する場合は○印をすること。但し1の(2)及び(3)の事業)

申し込みます

4 5 5 0 5 5 6 0 6 5 7 0

申し込みません

価格差補給金 交付予約数量申込書

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

貴協会の業務方法書（特例業務方法書）を承知のうえ、価格差補給金の交付を受けたいので下記のとおり申し込みます。

記

1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。）

- (1) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
- (2) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間
- (3) 対象市場群

3. 交付予約数量（トン）

4. 地区内の対象青果物（対象特定野菜等）の生産、販売計画及び実績

年次	区分	面積 (ha)	生産量 (t)	総出荷数量 (t)					系統共販売数量 (t)					生産者数
				月	月	月	月	計	月	月	月	月	計	
本年計画														人
前年実績														
前々年実績														

5. 特例申込みについて（該当する場合は○印をすること。但し1の(2)及び(3)の事業)

申し込みます

4 5 5 0 5 5 6 0 6 5 7 0

申し込みません

青果物価格補償交付金 交付予約数量増加申込書
価格差補給交付金

(該当するものの○をつけること)

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

貴協会の業務方法書（特例業務方法書）を承知のうえ、交付予約数量を増加したいので、
下記のとおり申し込みます。

記

- 1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。但し、（1）の事業対象は会員。）
 - （1）千葉県青果物価格補償事業
 - （2）特定野菜供給産地育成価格差補給事業
 - （3）指定野菜供給産地育成価格差補給事業
- 2. 業務区分
 - （1）対象特定野菜等
 - （2）対象出荷期間
 - （3）対象市場群
- 3. 交付予約数量の増加数量（トン）
- 4. 増加の理由
- 5. 増加後の交付予約数量（トン）
- 6. 地区内の対象青果物（対象特定野菜等）の生産販売計画及び実績

区分	面積 (ha)	生産量 (t)	総出荷数量 (t)						系統共販売数量 (t)						生産者数
			月	月	月	月	月	計	月	月	月	月	月	計	
年次															人
本年計画															
前年実績															

青果物価格補償交付金
価格差補給交付金 交付申請書

(該当するものの○をつけること)

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

貴協会業務方法書第18条（特例業務方法書第18条）の規定により下記のとおり補償交付金（価格差補給交付金）の交付を申請します。

記

1. 補償交付金（価格差補給交付金）交付申請額 円

2. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。但し、（1）の事業対象は会員。）

- (1) 千葉県青果物価格補償事業
- (2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
- (3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

3. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間
- (3) 対象市場群

4. 予約数量 Kg

価格差補給金 交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

貴協会業務方法書第18条（特例業務方法書第18条）の規定により下記のとおり価格差補給金の交付を申請します。

記

1. 価格差補給金交付申請額 円

2. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。）

（1） 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

（2） 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

3. 業務区分

（1） 対象特定野菜等

（2） 対象出荷期間

（3） 対象市場群

4. 予約数量 Kg

青果物価格補償交付金 交付報告書
価格差補給交付金

(該当するものの○をつけること)

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

共同出荷組織等名

代表者氏名

印

下記のとおり補償交付金（価格差補給交付金）を交付しましたので報告します。

記

1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。但し、(1)の事業対象は会員。）

- (1) 千葉県青果物価格補償事業
- (2) 特定野菜供給産地育成価格差補給事業
- (3) 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

2. 業務区分

- (1) 対象特定野菜等
- (2) 対象出荷期間
- (3) 対象市場群

3. 補償交付金（価格差補給交付金）の受領額 円

4. 生産者に対する交付金の交付済み額 円

5. 交付経過

補償交付金 (価格差補給交付金) 受領年月日	生産者に対する 交 付 金 額	補償交付金 (価格差補給交付金) 交付対象生産者数	補償交付金 (価格差補給交付金) 交付終了年月日	備考

価格差補給交付金 受領報告書

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

印

下記のとおり補償交付金（価格差補給交付金）を受領しましたので報告します。

記

1. 事業区分（該当番号を○で囲むこと。）

（1）特定野菜供給産地育成価格差補給事業

（2）指定野菜供給産地育成価格差補給事業

2. 業務区分

（1）対象特定野菜等

（2）対象出荷期間

（3）対象市場群

3. 補償交付金（価格差補給交付金）の受領額 円

4. 補償交付金（価格差補給交付金）の受領年月日 平成 年 月 日

別記第5号様式

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等交付予約数量減少申込書

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住所

共同出荷組織名（相当規模生産者名）

代表者氏名 ⑩

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、対象特定野菜等の委託生産者が（※）農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第9条に基づき、下記の業務区分に係る交付予約数量を、次のとおり減少したいので申し込みます。

記

1 業務区分

- ① 対象特定野菜等
- ② 対象市場群
- ③ 対象出荷期間

2 交付予約数量

- | | |
|-------------------|----|
| ① 既申込みの交付予約数量 | トン |
| ② 交付予約数量の減少数量 | トン |
| ③ 減少後の交付予約数量（①－②） | トン |

（※）相当規模生産者の場合は「対象特定野菜等の委託生産者が」とある部分を削除する。

別記第5-1号様式

特定野菜等供給産地育成価格差補給交付金等の交付に関する契約の解約申込書

平成 年 月 日

公益社団法人千葉県園芸協会

理事長 ○○ ○○ 殿

住所

共同出荷組織名（相当規模生産者名）

代表者氏名 ⑩

価格差補給交付金等交付申込書に基づく申込みの承諾により成立した契約について、対象特定野菜等の委託生産者が（※）農業保険法第177条に規定する農業経営収入保険の保険関係が成立した又は成立する見込みであるため、第9条に基づき、下記の業務区分に係る契約に関して、次のとおり対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間を解約したいので申し込みます。

記

1 解約する業務区分

- ① 対象特定野菜等
- ② 対象市場群
- ③ 対象出荷期間

2 解約の対象となる対象出荷期間の開始日

年 月 日

（※）相当規模生産者の場合は「対象特定野菜等の委託生産者が」とある部分を削除する。